

山梨県公報

第千六百四十四号

平成十八年

二月二十七日

月 曜 日

目次

告 示

道路の区域変更(二件)……………一三三
道路の供用開始……………一三三

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………一三四

建築基準法に基づく道路位置指定……………一三五

建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定……………一三五

公 告

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(三件)……………一三七

開発行為に関する工事の完了について……………一三八

公安委員会

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律附則第三項に規定する市町村の区域の指定の一部改正……………一三八

その他

落札者等の決定について……………一三八

正 誤

平成十八年一月二十三日付け第千六百三十四号中……………一三八

告 示

山梨県告示第百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十八年三月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年二月二十七日

一 道路の種類 県道

山梨県知事 山 本 栄 彦

二 路線名 葦崎昇仙峡線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長(メートル)
	旧	新	
葦崎市穂坂町大字宮久保字横手六三三番の一地先から 葦崎市穂坂町大字宮久保字ツガ山六二五四番の一地先まで	六・八 一・二・八	八・四 一七・〇	五七〇・〇
	六・八 一・二・八	八・四 一七・〇	五七〇・〇

山梨県告示第百四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十八年三月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年二月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 道路の種類 県道

二 路線名 高下鞆沢線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長(メートル)
	旧	新	
南巨摩郡増穂町大字最勝寺字城山三二〇六番地先から 南巨摩郡鞆沢町字境尾勿二九六三番の一地先まで	五・八 一〇二・五	八・五 一〇三・〇	二九四・二
	五・八 一〇二・五	八・五 一〇三・〇	二九四・二

山梨県告示第百五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局右和建設部において、この告示の日から平成十八年三月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年二月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	四二一号	笛吹市大字石和町八田字塚の越 三二一番地先から 笛吹市大字石和町八田字塚の越 五四八番地先まで		八九・〇	平成十八年 二月二十七日

山梨県告示第百六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年二月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
上野原市	大沢	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
	大田	急傾斜地の崩壊	
	日留野 1	急傾斜地の崩壊	
	日留野 2	急傾斜地の崩壊	
	矢坪 1	急傾斜地の崩壊	
	矢坪 2	急傾斜地の崩壊	

新田	急傾斜地の崩壊
東大野	急傾斜地の崩壊
西大野	急傾斜地の崩壊
東大野の2	急傾斜地の崩壊
高橋	急傾斜地の崩壊
談合坂	急傾斜地の崩壊
大野	急傾斜地の崩壊
大沢 1	土石流
大沢 2	土石流
大沢 3	土石流
谷後沢 1	土石流
谷後沢 2	土石流
谷後沢 3	土石流
南米沢 1	土石流
南米沢 2	土石流
土橋沢	土石流
西大野沢 1	土石流
西大野沢 2	土石流
東大野沢	土石流

日向沢	土石流
-----	-----

二 土砂災害特別警戒区域

市町村名		上野原市													
土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	大沢	大田	日留野 1	日留野 2	矢坪 1	矢坪 2	新田	東大野	西大野	東大野の2	高橋	談合坂	大野	大沢 1
土砂災害特別警戒区域の表 示及び当該自然現象により 建築物に作用すると想定さ れる衝撃に関する事項	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流
次の図のとおり (図面省略)															

日向沢	東大野沢	西大野沢 1	南米沢 2	南米沢 1	谷後沢 3	谷後沢 2	大沢 3	大沢 2
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

山梨県告示第百七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年二月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の位置
笛吹市八代町大間田字阪東九五番六
- 二 道路の幅員
五・〇メートル
- 三 道路の延長
二五・四五メートル

山梨県告示第百八号

建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定を次のように定める。
建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定

平成十八年二月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第七條の三第一項及び第六項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。

一 中間検査を行う区域

県内全域（甲府市の区域を除く。）

二 中間検査を行う期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

三 中間検査を行う建築物

1 一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分が次のいずれかの規模に該当する建築物

(一) 階数が三以上となるもの

(二) 延べ面積が五百平方メートルを超えるもの

2 一戸建ての住宅で新築のもの（建築主の居住の用に供する住宅を除く。）

四 中間検査を行う建築物の構造並びに特定工程及び特定工程後の工程は、建築物が二以上ある場合又は一の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。

中間検査を行う建築物の構造	主たる構造が鉄骨造	主たる構造が鉄骨造	主たる構造が鉄筋コンクリート造	主たる構造が木造（在来軸組工法又は枠組壁工法）	主たる構造がプレキャストコンクリート造	主たる構造が上記に掲げる構造以外のもの
特定工程	鉄骨部の部分において、初めて工事を施工する階の建築工事	鉄骨部の部分において、初めて工事を施工する階の建築工事	階数が一の場合は、屋根版の配筋工事、階数が二以上の場合は、鉄筋コンクリート造	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事（枠組壁工法を用いた建築物）	階数が一の場合は、屋根版の取付工事、階数が二以上の場合は、初めて工事を施工する階の直	階数が一の場合は、

特定工程後の工程	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆工事、外装工事（屋根ふき工事を除く。）及び内装工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打ち込む工事	特定工程の配筋を覆うコンクリート	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事（屋根ふき工事を除く。）及び内装工事	特定工程の屋根版又は床版の外装工事と壁の相互を接合する部分を除く。）及び内装工事、階数が二以上の場合は、二階の柱又は壁	の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋工事	の場合は、小屋組工事及び耐力壁工事）	の階の直上の階の主要構造部である床版の取付工事	の階の直上の階の主要構造部である床工事
----------	---	-------------------------------	------------------	--	---	--	--------------------	-------------------------	---------------------

備考 主たる構造とは、一の構造はその構造とし、二以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうちその床面積の合計が最大のものをいう。ただし、その最大のものが二以上となる場合は、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主たる構造とみなす。

五 適用の除外

法第十八条及び第八十五条の規定の適用を受ける建築物、法第六条の三第一項第一号に掲げる建築物、法第六条第一項の規定により確認の申請書を提出する建築物及び法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物の建築主が地方公共団体である建築物並びに住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）の規定に基づく資金の貸付け、銀行その他一般の金融機関の貸付債権の譲受け及び当該貸付債権を担保とする債券等に係る債務の保証の対象となる建築物については、こ

の告示の規定は、適用しない。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

(関係告示の廃止)

2 建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定(平成十三年山梨県告示第四百十号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の規定は、この告示の施行の日以後に法第六条第一項の規定により確認の申請書を提出する建築物及び法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物について適用し、この告示の施行の日前に法第六条第一項の規定により確認の申請書を提出した建築物及び法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物については、なお従前の例による。

公 告

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十八年二月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

笛吹市境川町大坪字小町田五七三の一、五七五の一、五七五の二、五七六、五七九、五八一、五八二、五八三の一、五八四の一、五八八、五八九、五九〇、五九二、五九四の一、五九六の一、五九九、六〇〇、六〇二、六〇三、六〇六の一、六一〇の一、六一二、六一六、六一七、六一九、六二二の一、六二六の一、六三〇、六三四、六三五の一、六三九、六四〇、六四二及び六四四の一の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路 道路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東地域振興局石和建設部及び

笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市飯田三丁目二番四十四号 財団法人山梨県農業振興公社 理事長 望月三千雄

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十八年二月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

甲斐市篠原字山ノ神一三八二の七、一三八二の一〇、一三八二の一、一三八五の一、一三八五の四、一三八五の五、一三八五の六、一三八五の七、一三八五の八、一三八五の九、一三八五の一〇、一三八五の一、一三八五の二、一三八五の三及び一三八九の五の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路 ゴミ置場	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市伊勢四丁目二十二番一号 西甲府住宅株式会社 代表取締役 戸田克己

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十八年二月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

韮崎市神山町武田字東畑五八一の四及び五九二の三並びに坂下九八一、九八六、九

- 八九の一、九八九の二、九九〇の一、九九〇の二、九九一、九九三、九九四、九九五、九九七、一〇〇四、一〇〇八、一〇一〇、一〇四三、一〇五一、一〇八三、一〇九三、一一〇二の一及び一一〇五の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路 公園 園路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡北地域振興局建設部及び葦崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府高槻市緑町二十一番地三 丸大食品株式会社 代表取締役 百済徳男

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十八年二月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
都留市玉川字前河原六三四の二、六三四の四、六三四の一八、六三四の一九、六三九の二、六四一の二、六四二、六四三の一、六四三の二、六四三の四及び六四四の一並びに法能字新田七九九の一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
都留市下谷二千九百二十六番地二十三 株式会社オプト 代表取締役 田原守紀

公安委員会

山梨県公安委員会告示第十八号

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律附則第三項に規定する市町村の区域の指定（平成六年山梨県公安委員会告示第一一七号）の一部を次のように改正し、平成十八年三月一日から施行する。

平成十八年二月二十七日

山梨県公安委員会
委員長 丸茂 紀彦
「東八代郡中道町、同郡芦川村、西八代郡上九一色村、同郡市川三郷町」を「東八代郡芦川村、西八代郡市川三郷町」に改める。

その他

● 落札者等の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十八年二月二十七日

- 一 落札に係る購入物品等の名称及び数量
マルチスライサー 一式
山梨県立中央病院管理局長 中川 洋
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県立中央病院管理局総務課調度担当 山梨県富士見一丁目一番一号
- 三 落札者を決定した日
平成十七年十二月十九日
- 四 落札者の氏名及び住所
マコト医科精機株式会社 山梨県甲府市飯田一丁目三番三十四号
- 五 落札金額
一億千五百八十五千円
- 六 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成十七年十一月七日

正誤

ページ	段	行	誤	正

平成十八年一月二十三日山梨県告示第三十一号（合併市町村の人口を当該市町村の

山梨県議会議員選挙区に属する区域の人口にあん分して得た人口)

二五

下

一

勝沼町、大和村

牧丘町、三富村

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番